

包括的支援体制の構築について(計画一部見直し)

【資料 4】

1. 改正社会福祉法における地域共生社会の理念, 施策, 事業の位置づけ【資料 4-1】

令和 2 年 6 月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布

地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の構築を推進するため,

- ①包括的な相談支援の体制
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援

→ 一体的に実施

「重層的支援体制整備事業」新設

【資料 4-2】

2. 重層的支援体制整備事業の各事業の概要

①包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第1号)

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

②参加支援事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第2号)

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

③地域づくり事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第3号)

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

既存事業あり
(高齢・障がい・子ども・困窮)

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第 4 号)

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

⑤多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第 5 号)

- ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

新規

3. 庁内での検討

高齢・障がい・子ども・困窮の4分野の所管課(かいご課・ふくし課・こども課・けんこう課)で検討会・担当者会を開催。

<現状>

- ・複合化した課題がある事例が増えている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談件数が増加。
- ・庁内の連携はできている。新庁舎で距離的にも近くなり集まりやすくなった。
- ・関係機関とも各分野でケース会をもつなど連携して支援している。

<課題>

- ・外部の関係機関との連携について、進捗状況の確認方法や連携先の選定方法を検討する必要がある。
- ・担当者が変わると連携方法に差が出る懸念がある。
- ・過去に他課で関わった相談者について、共通の検索ツールがほしい。



概ね包括的な支援ができているが、支援体制を整備し、各分野の事業を一体的に実施することで、より効果的に住民の支援ができると考える。



重層的支援体制整備事業の実施に向けて準備スタート(R4年度～)

第三次地域福祉計画の一部見直し